

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

日時 平成 26 年 5 月 20 日（火） 7:45～8:38

場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 工藤 和美 シーラカンス K & H 株式会社 代表取締役
東洋大学理工学部建築学科 教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<関係省庁>

前田 茂樹 日本貿易振興機構対日投資部長

斎藤 健史 日本貿易振興機構対日投資課長

雪田 大作 日本貿易振興機構対日投資部総括課長代理

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣官房地域活性化統合事務局局長代理

藤原 豊 内閣官房地域活性化統合事務局次長

松藤 保孝 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

宇野 善昌 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

<関係部局>

宮国 永明 内閣官房日本経済再生総合事務局参事官

仁林 健 内閣府規制改革推進室企画官

井上 誠一郎 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）企画官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 法人設立手続きの簡素化・迅速化
- 3 閉会

○藤原次長 それでは、昨日に引き続きまして、国家戦略特区のワーキンググループということで始めさせていただきます。早朝からどうもありがとうございます。

最初の時間でございますけれども、法人設立手続きの簡素化・迅速化ということで、実務を御担当されていますJETROの前田部長ほかにおいでいただいております。きょうは、よろ

しくお願いいたします。

後ほど座長から正式に御紹介がございますけれども、事務的に、簡単に御説明しますが、こちらの資料がございますが、これは、先週の月曜日に国家戦略特区の諮問会議ということで5回目の会議を行いまして、恐らく附箋がついております、その資料が資料2となっております。

これは、冒頭書いてございますけれども、6月に向けて御承知のとおり、6つの指定した箇所の、これは現場の会議を立ち上げるべく、今、精力的にやらせていただいているわけでございますが、それと同時に、指定された箇所の深堀りといえますか、また、新たなニーズがいろいろと追加の制度改革の議論が出てきていますので、それをきちんとつくっていくのと同時に、次の視点なども考えて、追加規制改革を、成長戦略に向けて議論していこうというようなステージに入っております。

別添の2というところに、国家戦略特区、当面の規制改革事項等というふうに書いてございます。その中に、これは、東京都その他、さまざまところから御要望がございます法人設立手続の簡素化・迅速化という本日のテーマも入っているものですから、対日会議その他でも発言されているJETROに私どもワーキンググループとしてもお話を伺うということで、早朝にもかかわらず、わざわざお越しいただきました。よろしくお願いいたします。

原則、ワーキンググループは公開の扱いにしておりますので、議論、それから、資料をいただいておりますが、これは公開をさせていただく前提でよろしゅうございますでしょうか。

それでは、45分間の時間でございますので、15分、20分ぐらいでお話をいただいた上で、質疑応答ということにさせていただきたいと思えます。

では、八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 どうも、きょうは早朝からお越しくございまして、ありがとうございます。

この国家戦略特区というのは、まさに成長戦略の観点から岩盤規制を破って、新しい改革をしていこうと、そして、成長につなげていこうというものです。

その中でも特に、外国からの投資を呼び寄せるといのは、言ってみれば核の1つであるということになっておりますので、ここに関して経験を豊富にお持ちのJETROさんにお話を伺うのを本当に楽しみにしております。

どうぞ、早速、御説明をお願いしたいと思えます。

○前田部長 JETROの対日投資部長の前田でございます。

本日は、このような貴重な機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

過分な御紹介をいただきましたけれども、私どもは、2003年の、かつての小泉政権の時代にInvest Japanがスタートして以来、対日投資のプロモーションを強化しております。そういう意味では、大体10年、11年になるわけですがけれども、総数で見ますと、大体1万社ほどの外国企業を支援しておりまして、そのうち1,100社ほどが日本に何らかの形で具体

的に拠点を設けております。1,000社というのが、どのくらいの規模と評価するのかというのは、皆さんの御判断にお任せいたしますけれども、私どもは1割という非常に高い確率で成功案件を生み出してきたという自負がございます。

この1万件の支援の過程で、投資市場としての日本に対する評価あるいは問題提起というのもいただいております。

ただ、一般的に申し上げますと、個々の企業さんというのは、なかなか制度ですとか、政策に対してみずから文句を言うということではなくて、むしろ、団体さん、例えばACCJさん、あるいはEBCといったような地域のビジネス協議会的なところの方々がまとまった提言を出されていると、私どもは理解しております。

ただ、私どもも2年前にアンケートを実施しております、そういった経験から、本日、お話す内容をまとめてみました。お手元にパワーポイントをお配りしておりますが、4点の構成になっております。

1つ目が、世界で我々のビジネス環境が、投資をするに当たって、あるいはビジネスをやるに当たってどういうふうに見られているかということで、これは、よく指標に出てきます、世銀のIFCが出してあります、Doing Businessのランキングで、日本がどう見られているかというのを簡単に御紹介いたします。

その次に、外国の企業が日本に法人を設立するに当たって、必要な手続を簡単に御紹介し、それから、3つ目で、その現状、外資がどういう課題に直面しているかというお話をさせていただいて、最後に、特区にという限定ではないのですけれども、日本として外資を受け入れるに当たって、どういう方策があれば、特に法人の設立の迅速化あるいは簡素化するかという、提言というのは口はばつたいのですけれども、御提案させていただきます。

それでは、大体10分ぐらいで話は終えようと思います。

1つ目のIFCのランキングなのですけれども、ここに代表的な国、特に日本と韓国、シンガポールというのは、アジアの中で企業を取り合っている関係でということで数字を出しております。また、類する国ということで、フランスとイギリスを挙げています。フランスを除けば、各国ともビジネスの容易さは日本より上位にあります。日本は、「起業の容易さ（120位）」が日本の立地環境の足を引っ張っているという形になっております。ちなみに、税金という項目が、低いランクになっているのですけれども、これは、2つの要素がありまして、税率が高いということと、それから、税の申請等の手続に非常に時間がかかり厄介だということで、この140位ということになっているわけでありまして。

1枚めくっていただきまして「ビジネスの容易さ」、120位の要因分析でありますけれども、内訳として4つの中身から判断されております。必要な工数、必要な日数、経費、それから最低資本規制。

それで、1つ目、2つ目が、非常に順位を悪くしている最大の原因です。工数を見ましても8、それから日数、これは特に顕著なのですけれども、3週間以上かかるということ

で、この2つが足を引っ張って120位の原因になっています。

ちなみに、日本と最大のライバルであると思われる韓国は日本に比べても工数も少ないあるいは日数も非常に短いです。

5 ページ目、では、具体的にどういう手続が必要なのかという工程を書いています。韓国、シンガポールとの比較で、特にシンガポールにつきましては、非常に簡易な、しかも全てオンラインで法人が設立できるというようなところで、別格といいますか、外資のためにあるような国でありますので、比較するのは、しんどいなというところ。韓国と比較しますと、工数自体は、それほど大きな違いはないのです。ワンストップで手続が可能と書いてございますが、JETROの類似組織でKOTRAという組織があります。KOTRAは、Invest Koreaという誘致機関を持っているのですが、ここが窓口になりまして、投資申告あるいは事業者登録、さらに在留資格、ビザですね、そういったことまで彼らが権能を持ってやっているということで、スピーディな手続あるいは簡素化につながっています。

一方、日本の場合は、この22日という、前のページで書いております必要な日数のほぼ多くのところが申請等の準備と、法務局の届け出あるいは認可という、法人活動開始前の段階で非常に日数がかかっています。

ちなみに、その後の日本銀行の届け出というのは文書でできますので、実質的には手間はかかりません。また、税務署、労基署、年金あるいは職安といったような届け出については、同時並行でできますので、時間をセーブできます。

6 枚目、もう少し詳しく具体的な内容と、それらに要する日数、時間を記載しております。先ほど申し上げましたとおり、準備段階で、かなり日数がかかるということで、その準備に要する書類の数もさることながら、一つ一つの書類にやや手間がかかるということでありまして、特に外国企業の場合には、どうしても日本語による申請ということで、しかるべき司法書士の方が、記載内容の英文化や、英語から和訳していくというところに時間を要するということがあります。

それから、定款の内容自体も、これは日本の企業さんと同じですが、そもそも定款の内容自体が、非常に項数が多く、作成に時間がかかるということ。あるいは本国の登記の証明書ですとか、サイン証明というものに時間がかかるということでもあります。

それから、提出後の法務局への登記申請に約7日かかるというところで、ここが先ほど来申し上げていますとおり、時間かかる要素になっております。

一方、②、③、④、⑤というのは同時並行でできますというお話を先ほどいたしました。東京都さんが既に御提案されていますが、窓口を一元化する結果、いろんな人が行ったり来たりする手間を物理的に省ける、あるいは同時並行の便宜を図るという意味で、窓口一元化というのは意味があるものだと、私どもは理解しております。

一方、右のほうを見ていただきます。先ほど外資のための国、シンガポールと申し上げましたけれども、実は私、昨年7月までシンガポールにおりまして、日本企業さんの現地法人設立の手続等のサポートをしておりました。私どもの担当者に言わせると、ほぼ

2、3時間で法人は設立できますという国であります。そこまで簡単に会社を設立させていいのかという議論は、別途あるのですが、世界で一番ビジネスをやりやすい国という道のりは非常に遠いなという印象を持っております。少なくとも韓国並みというのが、我々の目下の課題となっているわけであります。

必要な書類というのは、ちょっと割愛させていただきます。韓国もそれなりに紙は必要だということはお分かりになっていただけたと思います。

9ページ目、もう一つ大きなポイントが、外国企業にとって費用負担が大きくなっていることでもあります。ここは、また、後ほど申し上げますけれども、やはり英語ではない、日本語で申請をせざるを得ないというところで、時間であり、かつ時間に相当する金額、お金がかかるということになります。

ここに出しております金額は、例えば、定款をもう一度英語に直すというような正式翻訳の費用などというのは入れておりません。したがって、純粹に外国企業が日本に届出を行う、その一連の書類をざっと英語にし、なおかつ、代行の方が窓口に行くためのお金を示したものであります。

ちなみに、今、日本の法人設立については、いろんな方がコンサルのような形でやっておられて、非常に安い金額で法人の登記ができるという意味では、内外価格差ではありませんが、費用の違いというのは大きく出てきております。日本の場合には、80万近くになるということでもあります。

次のページ、3つ目、我々のところに入ってきております声あるいは我々が理解している外資系企業の課題というのを、これからお話いたします。

繰り返しになりますけれども、政府なり制度に対して、これはけしからんと声を上げる企業さんというのは、多くはありません。したがって、ここのアンケート調査の右のほう、投資環境の阻害要因ということで出しております数字も、行政手続・許認可等の厳しさ、複雑さというのは、それほど上位にはきておりません。

さらに言いますと、企業の設立当時の手続といったような問題に対しての指摘というのは、実はほとんどないです。例えば、医薬品あるいは医療機器の許認可といった問題点を指摘される声は、この中では比較的多いですけども、手続自体が問題だということ、我々に声高に叫ぶ方はいません。

ちなみに、ビジネスコストの高さということで出ておりますのは、御想像のとおり、法人税が高いということを問題視する声であります。

課題として、我々が問題視しておりますのが、ここに書いております2点であります。実は、規制改革会議の貿易投資ワーキンググループで別途御議論いただいているテーマですので、この場で詳しくは御説明いたしません。内容としては、日本法人の設立要件として、日本に住所を持っている代表者が1人必要であるということです。日本に住所を持つためには、就労ビザが必要で、就労ビザを取るためには、日本に法人がなければいけないという非常に矛盾した条件になっているということで、外国人だけで日本に法人をつく

ることはできないことを問題点として提起させていただいております。

ただ、解決策としては、テンポラリーに、例えば司法書士の方が代表者として名前を貸して、それで登記をし、その登記後に、その方が抜けるというようなケースが一般的であります。

もう一つ、制度の問題というよりも、銀行業務にかかわる問題なのですが、法人の設立のためには、資本金を振り込むために、国内に銀行口座が必要です。法人の銀行口座の開設には、当然、法人がなければいけない。逆に法人がない方、初めて日本に会社を開くという方は、口座を開くことに非常に苦勞をされるということで、これも代理人ですとか、あるいは代表取締役個人の口座をとりあえずお借りして、そこに振り込むというような対応をとられています。

会社設立の手續制度云々の問題ではないのですけれども、我々のところに非常に強い声として入っています。

最後に、では、こういう形になれば、少なくとも外国企業にとって、日本で仕事を始める、あるいは法人を設立するというのが容易になるということで、4点挙げさせていただいております。

先ほど来、申し上げ、あるいは東京都さんが既に御提起されている、手續の一元化ということでもあります。各省庁で権能を持って窓口を運営されている、あるいはそこで申請をお受けになる、その垣根を取っ払うというのは、なかなか難しいという印象を持っております。しかしながら、少なくとも窓口を1カ所にしていただければ、今は何々区の何々出張所に各々行かなければいけないことが解決されます。社労士さんや、税理士さんが代行するという意味においては、それほど不便ではないはずなのですけれども、起業を促進するという、いわゆる姿勢論と、それから、そこに行けば必ずありますという利便性と、かつ、一度に申請ができるという点で重要です。例えば、社労士さんは複数申請をする必要がありますから、そういう利便性を考えると、ワンストップという中で、窓口を少なくとも1カ所にするというのは物理的にメリットがあると理解をしております。

2つ目、これはもっと大きな話なのですけれども、先ほど来、時間がかかる、手間がかかる、お金がかかるという話には、英語をいかに日本語に直していくかという問題があります。海外で英語を母国語としない国で、英語でこの種の申請を受けつけている国は、実はないのです。もちろん、シンガポールですとか、英語圏の国は当然英語ですが、韓国でもドイツでもフランスでも、基本は、申請は現地語、韓国語でありフランス語です。ドイツの場合は、唯一添付書類の英語というのを認めていますけれども、基本はドイツ語です。

したがって、あえて日本が前に飛び出て、これをやれるのか、やるのかということなのですが、世界一ということを目指すのであれば、日本が先陣を切ってやるというのは、非常にアピーリングでありますし、現に外国企業にとっては助かります。

先ほど、翻訳の経費を入れていませんと言いましたけれども、外国企業にとって、定款が日本語になって申請されるというときに、翻訳をしなければ、その定款が何書いてある

かというのが分からないまま仕事を始めなければならず不安になります。したがって、英語でフィードバックしていくというのは非常に意味があることだと思います。

3つ目がオンライン化です。これは、e-Governmentに近づくということで、シンガポールの例を見るまでもなく、オンライン申請というのは、非常に便利なものであります。

最後に、若干毛色の違った話を申し上げますと、外国人が日本で住むに当たって、生活しやすい環境をいかにつくっていくかというのも広義の意味で、投資誘致に非常に重要なポイントだと思っております。

ソウル・グローバルセンターの例を紹介していますが、これは、ソウル市が運営しております外国人向けの相談所です。単に相談のみならず、例えば、運転免許証を発行してくれます。これは、要は鮫洲ですとか、府中の窓口がここの中に入っているようなものです。外国人が行くと、ここで免許証を発行してくれるとか、あるいは銀行口座も、銀行の出店が出ていて、その場で口座をつくってくれる、携帯電話の申し込みもできるなど、ここに行けば、全て生活が立ち上げられる、あるいは何かあったときに相談ができるという、そういうファシリティーです。

ジェットロがやればいいじゃないかと言われそうですが、お金と人員の制約から、東京都さんですとか、あるいは自治体さんにこういうことができませんかという話をしているところです。

ちょっと時間が長くなりましたけれども、以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ちょっと2、3確認というか、御質問をしたいと思うのですが、今の韓国のグローバルセンター、まさにモデルにすべきものだと思うのですが、これは、韓国では、ソウル市がやっているのですが、それとも国がやっているのですか。

○前田部長 ソウル市です。

○八田座長 そうすると、釜山に行ったらこういうサービスは得られないから、ソウルの魅力ということになりますね。

○前田部長 そうですね。

○八田座長 もう一つは、これは、12ページの一元化のことなのですが、ワンストップサービスになると、ワンストップでなくても社労士の方とかがいろいろ言うってくれるから、お金さえ払えばできるということでしたが、ワンストップになると、要するに社労士や司法書士に対して払う費用が減るだろうと、そういうことですかね。

○前田部長 社労士の方に対するコストというのは、基本的には、窓口を持っていただくコストではなくて、書類を作成していただくというところなので、紙の種類なり、数が変わらなければ、そこは基本的には変わらないと思います。

ここは、物理的ということをあえて強調しているところで、制度が飛躍的に改善、簡易化されるというものではありませんし、もともと社労士なり、あるいは税理士なり、行政書士なり、司法書士の方が代行して申請をするという以上は、コスト的にもそれほど変わ

らない。彼らがしかるべき窓口に行けば、同じことです。ただ、いわゆる会社設立に関する行政サービスを提供する国なり自治体としましては、ここに行けば全てまとまってありますということであれば、外国企業のみならず、日本の起業家たちにとっても、分かりやすさがあると思います。それから、具体的に複数の窓口申請をするのは社労士の方なのですけれども、社労士の方にとってみれば利便性が増すでしょう。コストという意味では、それほど変わらないと思います。

○八田座長 そうすると、外国では、シンガポールだとか、韓国だとかは、社労士相当の人に普通は依頼して、国内の場合ではやるものなのですか、それとも、これは日本の独特の制度なのですか。

○前田部長 独特ですね。士業をもって、その人の申請しか受けつけないというような国は、逆に少ない。ただ、税務ですとか、あるいは法務にかかわる問題というのは、大抵は税理士なり、あるいは弁護士なりという方が代行するというケースは、一般的ではありません。

例えば、シンガポールのケース。これはあまり例にはならないかもしれませんが、一括してパッケージでコンサルがあらゆる手続を代行しますという人がたくさんいまして、たくさんいるがゆえに、競争原理が働いて、コストが非常に安くなっているというような実態があります。

それから、手続面で、ほかの国では弁護士が代行するというのが多いのですけれども、ここまで細かく分かれている国というのは日本独特ですね。

○八田座長 日本では、社労士がやらなければならないというあれなのですか、そこなのですね、義務づけのところですね。

そうすると、社労士以外の方でも代行のサービスに参入してこられるということになりますね。

○前田部長 ここは、若干微妙な部分がありまして、法律を見ましても、例えば、法人の登記は司法書士、弁護士という、この2つの士業の方がと書いてあります。

○八田座長 そうすると、実質的には、ここに独占を与えていることが費用も高くし、それから、外国企業が入ってくるのもかなり難しくしているという側面があるわけですね。

○前田部長 あります。

○八田座長 どうもありがとうございました。

ありますか。

○工藤委員 いや、すごくよくわかりやすくまとめていただいたので。

○八田座長 では、あと、原委員、御質問はありますか。原委員。

○原委員 結構です。

○八田座長 そうすると、本当に御説明、非常にわかりやすかったのですが、今のお話を伺うと、どうも物理的な一元化というのは、そんなに大きなメリットがあるわけではないということなのですが、シンガポールでは代行業者がオンラインでやっているわけですか。

○前田部長 本人でもできますね。シンガポールの場合には、本当に1枚の紙の中身程度の申請で企業は設立できてしまうのです。

ウェブサイトに出ている申請用紙をそのままコピーしてお持ちしたのですが、シンガポールの場合、2段階しかなくて、1つ目が、商標がダブっていないかというところを、登録をするに当たって、ACRAという会計企業規制庁にまずウェブで確認します。そこがOKということであれば、改めて今度は、この申請フォームに基づいて会社の設立を申請するわけなのですけれども、ごらんになってお分かりになるとおり、定款に値する部分というのはほとんどなくて、業態を78文字で収めて書きなさいという程度で申請ができてしまうのですね。

という意味では、極端に言うと、素人でもすぐ申請ができて、設立はできます。というような簡易な手続をとっているということでもあります。

○八田座長 どうぞ。

○工藤委員 設立は簡単で、では、畳むときも簡単なのですか。

○前田部長 畳むときも比較的簡単です。

○工藤委員 日本の場合、畳むとき物すごく時間がかかりますね。債務者がいないとかか調べたり、公開にしたりとか、全然畳むときも簡単なのですか、つくるときと両方だと思うのですね。

○前田部長 すみません、畳んだケースは、実態的に見ていなかったのですが、基本的に難しくないですね。

○八田座長 債務者は必要でしょう。

○工藤委員 私がNPOを畳んだことがあるのだけれども、2年ぐらい物すごくチェックが入るし、公開して、この人から迷惑かかっていないとか、それも全部やるのに大変かかるのですね、日本の場合、それは、正しいと思うのだけれども、だから、こういうのは畳むときはどうなのかなと。これが、簡易だから、それも簡易なのですかね。そういうトラブルがないかなと、ちょっと思ったので。

○前田部長 電子申請について1点、今、申請の段階では司法書士さんが代行するというお話をいたしました。

日本でも、会社、法人登記の申請は、一応、電子申請も受けつける形になっています。

ただ、その申請のためには、特別なキット費用と手続きが必要です。

一方で、代行していただければ3、4万で済むということで、誰もそういうのをわざわざ買って申請はしないという意味では、代行のための、言ってみれば司法書士の方のための電子申請ということになっていますので、やや趣旨が違うというところですね。

○八田座長 しかし、代行業としては、一旦そのキットを買えば、幾らでもできるから、最終的にお客様のコストも幾分は下がっているということですね。

○前田部長 そうです。

○八田座長 それで、シンガポールでごらんになって、そういう簡易な設立、特に定款の

部分はないということで、何か弊害というのは出ていますでしょうか。

○前田部長 あまり聞いたことはないですね。ただ、定款は別途、当然、株式会社ですから定めるわけなのですけれども、その申請あるいは設立の段階できちっとしたものを全部そろえていなければいけないかというと、そうではないですね。

シンガポールという国は、そういう環境ですから、日本企業の方に申し上げていますのは、入るのは簡単です。会社もすぐ設立できますが、中でビジネスをしっかり回していくというのは、オープンであるがゆえに競争していますから難しいです。コストも高いです。我々が企業誘致をするに当たって、実際困っている点が2つありまして、1つは外国企業から見て、日本のマーケットというのは、非常に競争的であるということに加えて、ややこしい、面倒くさい、入りにくいのだろうという先入観をお持ちになっていること。

この先入観の1つの要因が、手続きの煩雑さや、時間がかかるということ、あるいは、法人税が高いという話につながっていくということなのです。

もう一つのポイントは、本件からは外れるのですが、日本側としても外国の人は、基本的には入ってきてほしくないということです。M&Aがなかなか進まないというのは、日本側の売り案件が出てこないということが最大のポイントなのですが、やはり外資というものに対する、いわれなきアレルギーというのが蔓延しているという意味では、外資のために何かやりましょうという気運がなかなか出てこないということです。

○八田座長 起業に関して、例えば時差つきでやるということですね。最初の設立自体は定款なしで、しかし、会社をやる以上、定款は要るでしょうから、会社が設立された後、何週間以内に定款をつくるという方法もあります。シンガポールの場合には、最後まで政府には届け出なくてもいいのか、その辺はどうなのですか。

○前田部長 届け出る必要はありません。

○八田座長 必要はない。

○前田部長 はい。ただ、例えば株主総会を開くとか、そういう企業の中でのルール化という意味では、政府に届けるというよりも、会社を運営する以上、会社法の適用は受けまですし、国際会計を適用しているという意味では、常に、ルールブックというか、ベースとして、企業側がきっちり持っています。

○八田座長 今、おっしゃったのは、例えば、税務のところでは当然チェックが入るということですね。それ以外に事後チェックが入るのは。

○前田部長 ないですね。

○八田座長 要するに、税務のところではちゃんと手続きをきちんとしているかどうかということが入る。だから、事前チェックは、基本的にはさっきのもので、事後チェックは税務と、そういうことですか。

○前田部長 はい。

○工藤委員 4番目の法人設立手続きの課題、この2つは、本当に相矛盾しているじゃないですか。

○前田部長 はい。

○工藤委員 先ほど、現実をおっしゃってくださったのですけれども、パススルーして、みんなやっていますね。そこは、すごく不透明で、海外から入ってくる企業からすると、逆に不審というか、すごくそういうことを私も聞いたことがあって、やはりこれは何とかしないと日本の信用が落ちるといふか、そこは誰が動けば、これがちゃんとなるのか、何か御意見がありませんか。

○前田部長 1点目につきましては、先ほど申し上げましたとおり、規制改革会議の貿易投資ワーキンググループの中で問題点として、今、議論されています。

昨年の10月に、最初に当方からお話をさせていただいて、これは、我々が提案する形でお話をさせていただいているのですけれども、実は来週もう一度会議が開かれまして、そこで専ら法務省の対応をヒアリングされるということになっています。

ここは、矛盾でありますので、何らかの形で改善されるのではないかと期待をしております。

2つ目の銀行につきまして、これは、法律などでルール化されたものではなく各銀行さんの御判断ということなんです。これは日本だけではないです。非居住者の口座は、簡単につくってくれる国というのはないですし、個人につきましても、与信と申しますか、信用がはっきりわからないと、なかなか口座を開いてくれないというのは、それほど珍しい話ではないのです。日本の場合には、そこが非常に厳しいということなんです。

それから、別段口座と言いまして、とりあえず、資本金だけ入れる口座をつくるという手はずを整えてくれる銀行さんもあります。別段口座をつくってくださいと言っても、なかなか簡単には対応いただけないということで、私どもが支援している企業さんは、私どもからお願いをして銀行で別段をつくっていただくというようなこともあるにはあるのですけれども。

○工藤委員 さっき自治体さんが窓口になって、ワンストップすることで、そこが信用といふか、そういうことで、何かちゃんと、その住所なりにして口座をつくるのか、そういうことができると、随分クリアーな気がしますけれどもね。

○前田部長 そうですね。

○八田座長 これは、今、工藤委員がおっしゃったように、例えば、都なり県庁が、こういうことを代行して、名前を貸すとか、住所を貸すとか、別段口座の背後に立つとかいうことで、どの程度のリスクが公の団体にかかるものでしょうか。こっちの銀行口座開設に関しては、JETROさん御自身やっていますと。

○前田部長 お願いをするということ。

○八田座長 お願いをするということをやっています。お願いということは、何か信用を与えていらっしゃるのですけれども、もし、それがだめだった場合に、何かJETROさんも責任を何らかの形で分担するのでしょうか。

○前田部長 いや、そこは正式に責任に対して、我々がどういうリスクヘッジなり、ある

いは保証をしてというお願いではなくて、あくまでもお願いです。ただ、別段口座を開設してもらおうというのは、あくまでも最初に資本金を入れていただいて、これだけお金がありますよというのを見せなければ、会社の法人設立に至りませんので、その見せ金と言いますか、資本金がしっかりここにありますよということを証明するだけの口座が、まさに別段口座です。これは、特段リスクがあるわけではないのですね。

○八田座長 できますね、都とか、そういうところが代行しても。

○前田部長 そうですね。

○八田座長 では、それは何とか可能だと。そうすると、さっきの住所の件もそんなにリスクがあるわけではないですね。

○前田部長 そうですね。

○八田座長 これは、おたくさんが支援しているところに関しては、住所の件は司法書士がやっているのですか。

○前田部長 私どもIBSC、インベストジャパン・ビジネス・サポート・センターという貸し貸しオフィスを持っております。

投資をしたいという方が、とりあえず、立ち上げのための準備期間で、日本にベースを持たなければいけないという場合に、我々の貸しオフィスに2カ月間無料で入っていただきます。厳密に言うと、よろしくないのかもしれませんが、私どものIBSCの住所をもって会社を設立していただくということも一部認めていただいています。その身寄りがないといえますか、住所がないという場合にはですね。

それで、2カ月なり、あるいは有料で最高4カ月まで延びるのですけれども、その間に、ちゃんとしたところを借りていただき、住所も移すということでスムーズに会社を立ち上げていただくということをやっています。

○八田座長 これに関しては、リスクはどうですか。

○前田部長 ないですね。

○八田座長 これも公共団体で元来はやれば。

○前田部長 できます。

○八田座長 あるいは、公共団体がJETROさんにお金を払って、委託してやっていただくというようなことはできますか。

○前田部長 それもできます。民間でやられている貸しオフィスさんなどがありますから、我々は民業圧迫というところを気にしなければいけない立場ではあります。

したがって、公的なところが、全てサポートすることが、いいのか、悪いのかというのは、また別途議論があると思いますが、投資促進という観点で国なり公的機関がサポートする姿勢を見せることは、意味があることだと思います。

○八田座長 なるほど、そうすると、そこに関しては、むしろ公的機関が民間の貸しオフィスを紹介するというところに徹すれば、それでいいのでは。

○工藤委員 だから、ちょっと東京都と話をしていると、もうJETROさんがやっているよう

なことを、よくわかっていないというか、既にやられているのでしょうか、すごく、それがまだ、逆に言うと、民間あるいは地方自治体に浸透していないのではないかと、ちょっと聞いていると、そういう感じを受けたのですね。だから、これから民間が、そういうふうに外国の方を誘致しようとするときに、そういうことをJETROさんをお願いするのではなく、逆にJETROさんが指導するというのは変ですけども、アドバイジングとか、皆さんになるような、そういう立場で動くことはできるのでしょうか。

○前田部長 もちろんです。東京都さんとは、もう非常に密接にお話をしながら一緒に仕事をやらせていただいております。

それから、各自治体にも、例えば、先ほど申し上げましたIBSC、東京は23室あるのですが、もう少し小さいスケールで、横浜、大阪、名古屋、神戸、福岡と持っております。という意味では、大都市圏では同じようなサービスを提供しておりますし、同様に、地元の自治体さんとは非常に密接に誘致のお話をさせていただいております。

○工藤委員 それは、海外から入ってくる人が、JETROさんに出会うまでとか、その出会い方が問題だと思うのです。日本の外務省は民間に協力しにくいでしょう。だけれども、海外でコンペティションに参加すると、外国のチームには、すぐ外務省の人達が応援について、民間でも応援しているのですね。日本は中立の立場だからできないとおっしゃられたことも何度もあるし、外務省を通して、いろいろやってほしいと、民間の人が来てアドバイスをしたこともあるけれど、何かどこかで動きにくい立場があるのかなと。

○前田部長 このたび、甘利大臣をヘッドとする対日直接投資推進会議というのが開かれまして、そこで在外公館とJETROが一体化して、投資案件の発掘なり、あるいは営業をやりたいというようなことになって、我々各公館に出向いてお話をさせていただいているところです。これからは変わるのではないかと思います。

○工藤委員 それは、素晴らしいことだと思います。

○八田座長 きょうは、有益なことをいろいろと教えていただきまして、どうもありがとうございました。また、今後とも御質問、御相談をすることがあると思いますが、よろしくお願いたします。